

## 上板町重度障害者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 本町における重度障害者入院時コミュニケーション支援事業については、上板町地域生活支援事業実施要綱に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、重度障害者が疾病等による入院時に発語困難等により医療従事者との意志疎通が十分に図れない場合に、当該障害者との意志疎通に熟達した者を医療機関に派遣することにより、診療行為等の円滑化を図ることを目的として行う上板町重度障害者入院時コミュニケーション支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (支援の対象者)

第3条 本事業による支援（以下「コミュニケーション支援」という。）の対象者（以下「支援対象者」という。）は、原則として次の各号のいずれにも該当する障害者とする。

- (1) 上板町に住所を有する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (3) 重度訪問介護（障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）の対象者であり、かつ、居宅介護（法第5条第2項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）又は重度訪問介護を利用している者
- (4) 発語困難等により意思表示が困難な者（元来意思疎通が不可能な者を除く。）
- (5) 介護者がいない者又はこれに準ずる者

### (支援の内容)

第4条 コミュニケーション支援は、支援対象者が入院時において医師、看護師等（以下「医療従事者」という。）との意志疎通が円滑に行えるよう、コミュニケーション支援員（以下「支援員」という。）を派遣することにより行うものとする。

- 2 支援員を派遣する期間は、1回の入院につき原則として30日間までとし、1月当たり150時間を上限とする。この場合において、1日あたり8時間を上限とする。

3 前項の期間を超えて入院する場合は、必要に応じて、派遣期間を継続できるものとする。ただし、入院日から通算して90日を超えることはできない。

4 コミュニケーション支援は、入院時における医療従事者との意志疎通の円滑化を図る以外のサービスは対象としない。

(報酬単価)

第5条 費用額の算定にかかる単価は、1時間あたり1,500円とする。

ただし、4時間を超える場合は1日あたり7,000円とする。

(利用者負担)

第6条 利用者負担額は、定率でサービスの利用に要する費用の1割とし上限は定めのないものとする。なお、非課税世帯及び生活保護世帯の者において、無料とする。

(支援の申請)

第7条 コミュニケーション支援を受けようとする者は、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業支給申請書(第1号様式)に重度障害者入院時コミュニケーション支援員派遣承諾書(第2号様式)その他町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(支給要否決定の通知及び受給者証)

第8条 町長は、前条の申請を受理したときは、速やかに対象要件となる事項を確認の上、コミュニケーション支援の要否を判定し、支給又は却下の決定を行い、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業支給決定通知書(第3号様式)又は却下決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、コミュニケーション支援の支給の決定(以下「支給決定」という。)に際し、派遣が必要となる期間及び時間数と第4条第2項に規定する期間及び時間数の上限とを比較して、いずれか少ない方を支給期間及び支給量として決定するものとする。

3 町長は、支給決定を行ったときは、支給決定を受けた支援対象者(以下「支給決定者」という。)に対し、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業受給者証(第5号様式)(以下「受給者証」という。)を交付する者とする。

(利用手続)

第9条 支給決定者は、コミュニケーション支援を受けるためには、受給者証に記載されている重度障害者入院時コミュニケーション支援事業登録事業者(以下「事業者」という。)と利用契約を締結しなければならない。

2 登録事業者は、コミュニケーション支援の提供の都度、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業サービス提供実績記録票(第6号様式)に必要事項を記載し、利用者の確認を受けなければならない。

- 3 登録事業者は、コミュニケーション支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項を重度障害者入院時コミュニケーション支援事業契約内容報告書（第7号様式）により町長に遅滞なく報告しなければならない。

（支給決定の変更）

第10条 支給決定者は、支給決定を受けた内容を変更しようとするときは、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業支給変更（継続）申請書（第8号様式）に受給者証その他町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の決定を行ったときは、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業支給変更（継続）決定通知書（第9号様式）又は変更（継続）却下決定通知書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消）

第11条 町長は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。

- （1）第3条に規定する要件に適合しなくなったとき。
- （2）支給決定者が、コミュニケーション支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。
- （3）支給決定者が、支給決定の有効期間内に、上板町外に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- （4）支給決定者が、適正な利用をしていないと認めるとき。
- （5）支給決定者が、虚偽の申請その他不正の手段により支給決定を受けたとき。
- （6）その他町長が必要と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、支給決定取消通知書（第11号様式）により当該支給決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定により支給決定の取消を受けた当該支給決定者は、速やかに受給者証を町長に返還しなければならない。

（支援の実施者）

第12条 コミュニケーション支援は、次の各号のいずれにも該当する事業者に属する支援員が行う。

- （1）法第29条第1項の指定のうち、居宅介護及び重度訪問介護の指定を受けていること。
- （2）支援対象者が現に居宅介護及び重度訪問介護を利用していること。
- （3）次条の規定により登録されていること。

2 前項の支援員は、当該支給決定者に一定期間以上のサービス提供を行った実績を有し、かつ、当該支給決定者との意志疎通に熟達したものでなければならない。

(登録の申請)

第13条 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業(以下「支援事業」という。)を実施しようとする事業者は、支援事業を行う事業所ごとに重度障害者入院時コミュニケーション支援事業者登録申請書(第12号様式)により、町長に申請しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りではない。

2 町長は、前項の申請に関し必要があると認めるときは、必要な書類等の添付を求めることができる。

3 町長は、登録の可否を決定したときは、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業者登録通知書(第13号様式)又は重度障害者入院時コミュニケーション支援事業者登録却下通知書(第14号様式)により申請事業者に通知するものとする。

(登録内容変更の届出等)

第14条 登録事業者は、前条の規定により申請した内容について変更があったときは、当該変更に係る事項について、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業者登録事項変更届出書(第15号様式)により町長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、支援事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業廃止(休止・再開)届出書(第16号様式)を町長に提出しなければならない。

(支援事業の運営基準)

第15条 登録事業者は、支援事業の実施に関し、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第3条第2項及び第3項、第5条第2項、第6条、第8条第1項、第9条から第31条まで(第22条を除く。)並びに第33条から第42条までの規定を厳守しなければならない。

(重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費の請求及び支払)

第16条 支給決定者がコミュニケーション支援を受けた場合は、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費請求・受領委任届出書(第17号様式)により重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費(以下「支援事業費」という。)の請求及び受領を登録事業者に委任することができる。

2 支給決定者から委任を受けた登録事業者は、コミュニケーション支援を提供した月の翌月10日までにコミュニケーション支援に要する費用額から利用者負担を控除した額を、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費請求書(第18号様式)に、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費請求明細書(第19号様式)及び重度障害者入院時コミュニケーション支援事業サービス提供実績記録票(第6号様式)の写しを添えて町長に請求するものとする。

る。

3 町長は、前項の請求があったときは、当該請求額をその月の末日までに支払うものとする。

(様式の変更)

第17条 事務の簡素化、効率化等に資する場合、住民の利便性が向上する場合は、この要綱に定める様式を変更して使用することができるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 月 日から施行する。